

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院医療安全外部監査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、医療安全外部監査委員会（以下「監査委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるとともに、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院（以下「中央病院」という。）が高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院としての医療安全の確保を図るため外部監査を行うことを目的とする。

(任務)

第2条 監査委員会は、医療の安全の確保を図るため、理事長が設置するものとし、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療事故等防止対策委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、その他監査委員会として必要と認めるものの業務の状況について病院長、その他監査委員会として必要と認めるものから報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じ、理事長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見表明を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(組織)

第3条 監査委員会は次に掲げる者をもって構成し、委員の数は3人以上とし委員長及び委員の半数を超える数は、中央病院と利害関係のない者をもって充てる。

2 第1項に定める利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

なお、医療に係る安全管理に関する識見を有する者は、医療機関において医療安全に関する業務に従事した経験を持つ者、または医療安全に係る研究に従事した経験を有する者とする。また、法律に関する識見を有する者は、法律学に関する専門知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者とする。

- (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1) に掲げる者を除く。）

なお、医療を受ける者その他の医療従事者以外の者は、医療等の内容及び説明並びに同意文書が一般的に理解できる内容であるか等、医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者とする。また、医療安全管理について知識を有することが望ましい。

3 第1項に定める利害関係のない者は、以下の条件を満たす者を基本とする。

- (1) 過去10年以内に中央病院と雇用関係にないこと。
- (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等(監査委員会に係る費用を除く。)を中央病院から受領していないこと。

4 理事長は、監査委員会の設置並びに委員名簿及び委員の選定理由について記載した書類を厚生労働大臣に提出し公表を行う。

- 5 委員の任期は、2年以内とする。ただし再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたとき、新たに任命された各委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第4条 監査委員会は、年2回以上開催する。

2 開催に際しては、第3条に規定する委員を招集することとする。

(記録)

第5条 庶務及び書記は、医療安全管理部門が担当し、その記録の保管は5年とする。

(その他)

第6条 この規程によるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附則(平成30年規程第46号)

(施行期日)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附則(令和5年規程第10号)

(施行期日)

この規則は、令和5年2月3日から施行する。